

平成17年度第1回熊本県国民保護協議会の開催結果について

1 日 時 平成17年8月2日(火) 午前10時から11時30分まで

2 場 所 熊本県庁新館多目的AV会議室

3 出席委員 52名(欠席委員5名)

4 会議に付した案件

- (1) 熊本県国民保護協議会運営要領(案)
- (2) 熊本県国民保護計画(素案)

5 会議の経過

- (1) 国民保護法の概要について
事務局が国民保護法の概要について説明を行いました。
- (2) 熊本県国民保護協議会運営要領(案)について
事務局が熊本県国民保護協議会運営要領(案)について説明を行い、了承を得ました。
- (3) 熊本県国民保護計画(素案)について
知事が協議会に熊本県国民保護計画(素案)を諮問し、その内容について事務局が説明を行いました。
- (4) 質疑応答

【委員】

熊本県国民保護計画(素案)に記載してある「関係機関の事務又は業務の大綱」において、九州産業保安監督部の箇所が鉱山における災害時の応急対策だけになっているが、これまでの九州鉱山保安監督部と九州経済産業局の産業保安部門が今年4月に統合されているので、今回九州経済産業局に記載してある「危険物等の保全」を九州産業保安監督部に移して欲しい。

【事務局】

了解した。ご意見どおりにさせていただきます。

【委員】

放送事業者については、報道の自主性、自立性に特段の配慮をすとなっているが、警報や避難の指示の放送などを自主判断でやらない、あるいは何らかの不可抗力で放送ができないというときに、そのことに対して、例えば罰則などがあるのか。

【事務局】

現在、この国民保護法にご質問の件についての罰則は規定されていない。

【委員】

業務計画を作るに当たって県が助言を行うという文言があるが、この助言にはどれだけ強制力があるのか。

【事務局】

指定地方公共機関の業務計画作成への助言についてであるが、今の段階でどのような形で助言をするのか明確なものは持っていない。ただ、業務計画を作っていていただく中でお互いに協議していけば県として助言できることもあると思っており、もちろん県の助言に従わなかったからといって罰則などはない。

【会長】

業務計画の内容について、県が一方的に指導、指示を行うことではなく、パートナーシップの中で協議をするということである。現時点ではそのように理解していただいてよろしいか。

【委員】

計画のどこかに、用語の定義が必要ではないか。各機関の認識が違ったり、あるいは分かりにくい用語があると思うので、その方が理解が容易になると思う。

【会長】

国民、県民に分かりやすいことが非常に大事なので、情報を共有していく観点で、難しい用語や使い慣れない用語については解説が必要ではないかというご意見であり、了承が得られれば、この計画に付加していきたいと思うが、いかがか。

(委員了承)

それでは、事務局の方で作業を進めていく。

【委員】

有事の際の現場への交通規制についてこの計画の中にあるが、そういう場合指定地方公共機関である放送事業者が現場に情報収集で行くとき、例えば準緊急車輛並みに交通規制を一時解除してもらうことなどは可能か。

【事務局】

法律で放送事業者の責務は警報及び避難の指示となっている。これは報道ということではなく、放送という手段を使って、警報及び避難を呼びかけてくれという趣旨である。報道の自由に介入するということではないのはもちろんだが、逆に言えば交通規制の対象外とするような優先権などについても予定されていないと考えている。

また、このことについては、実際業務を実施する県警本部の判断があるため、どういう事態が起きた場合にどうするかということについて、放送局と県、県警本部と相談しながらやっていかなければならないと思っている。

【委員】

報道の自由は国民保護法上も最大限尊重すべきだと思うが、国民保護法が想定している有事とは、大変な事態が発生している状況であり、警察は、その中で交通規制を行うこととなる。警察は国民の生命、身体、財産を守る責務を負っており、その国民の中には報道機関も含まれている。大変危険な中で報道機関の活動を最大限尊重することがどれくらい可能なのかというと、非常に難しいと考えるのが一般的ではないかと思う。例えば、大爆発している中で報道機関の方々の生命、身体を守るとすれば、その報道機関の方々を例外的に現場に入れることは非常に難しいと思う。ただ、復旧などの事態の中で報道機関をどう位置づけるかなどについては、別個に今後検討していくべきではないか考える。しかし、また国民保護法が想定している有事の際に、特別の便宜を与えられるかということ是非常に難しい問題だと考えている。

【委員】

だいたいわかるが、要するに報道という立場で言っているのではなく、指定地方公共機関ということで話をしている。要望として、いずれ検討いただければと思う。

【委員】

指定地方公共機関にお願いするのは、あくまでも国民、県民に迅速にその事態を知らせて欲しいということである。従って、報道の自由と公権力の行使との関係を県保護計画の中で議論していくことはこの協議会の役割ではないだろうと思う。それは、法律上、憲法上の全体の議論で煮詰めていくことになる。報道機関には、報道の自由と現場の危険性も含めていち早く報道するという責任もあるが、指定地方公共機関としての責務と報道機関としての報道の自由、取材の自由が混在した議論はするべきではないと思う。

【会長】

ただいまの意見等を含め、今後皆様からご意見をいただき、またパブリックコメントにもかけていくことにしており、そういう中で今後詰めていきたいと考えている。

【委員】

具体的にはまだ分からない部分がある。例えば、電気事業者には電気の安定的な供給という使命があるが、全体の中で個々の事業者がどういう形で連絡等をとればいいのか、場合によってはどこかの行政監督部署等の指揮下に入るのかなど、もう少し具体的な役割が分かればと思う。それから、大規模な災害で電気が広範囲に止まる可能性があるが、最も優先的に電気を必要とするところをあらかじめ定めておく必要がある。またその際、非常用電源でどの程度カバーできるか。こういったことを具体的に、もう少し小規模なところまで含めて、リスクベースであらかじめある程度定めておく必要があると思う。

【会長】

今素案で示しているが、この素案の膨らみ、あるいは明確な方向性、それぞれの事業者の役割や拠点整備、フローチャート的な横への連携などについてもう少し詳細にそれぞれ詰めていく必要があるのではないかとということである。

今日の会議の中で、国民保護計画（素案）を示させていただいたが、皆様持ち帰り、それぞれの立場から検討をいただき、意見を寄せていただきたい。

また、パブリックコメントにこの素案をかけ、県民の皆様からも意見を頂戴し、次のステップで、市町村、警察、自衛隊、日赤など直接避難あるいは救援に係わる組織を中心とした幹事会でさらに素案をしっかりとしたものになりたいと考えている。この幹事会を9月に開催し、皆様方のご意見とパブリックコメントの意見を含め、審議をしていきたいと考えている。その後、この協議会を10月頃に再度開催させていただければと考えているが、いかがか。こういう段取りでよろしいか

（委員了承）